

岐阜県留置施設視察委員会条例

制定 平成19年岐阜県条例第28号

一部改正 平成25年岐阜県条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第21条第4項の規定に基づき、岐阜県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数等)

第2条 委員会の委員の定数は、6人とする。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、1回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解任することができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の庶務)

第4条 委員会の庶務は、警察本部において処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則 (平成19年3月20日岐阜県条例第28号)

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日岐阜県条例第50号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。